

温暖化防止森林づくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、間伐その他の森林整備の一層の推進を図るため、市町村、森林組合、林業事業体等の事業実施主体が行う国庫補助事業の対象とならない間伐や植栽、作業道の整備、ナラ林保全対策及びマツ林景観保全について当該事業実施主体に対し、予算の範囲内において温暖化防止森林づくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる経費、事業実施主体及び交付額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 県税納税証明書（申請日から3ヶ月以内に県税事務所が発行したもの。ただし、事業実施主体が個人でない場合で、かつ、納税義務者でない場合は代表者のもの。）
- (4) 暴力団排除に関する誓約書
- (5) その他知事が必要と認める書類

4 次のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団等
- (2) 県税に未納がある者

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更又は補助対象事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、事業内容の新設又は廃止以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助金受領者は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該補助金に係る事業施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道等整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）をしてはならない。また、事業実施後5年間は皆伐をしてはならない。ただし、ナラ林保全対策事業のナラ枯れ駆除にあつては、この限りでない。
- (5) 第1号の条件によるもののほか、別記様式第2号により、自主的に事業計画変更の承認を知事に求めることができるものとする。

(事業着手報告)

第5 事業実施主体は、補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、別記様式第4号による事業着手報告書を知事に提出するものとする。ただし、実施要領（平成23年8月22日施行）第5に基づき交付決定前着手届を提出した場合は、この限りでない。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとし、同規定により添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 第3第2項のただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(事業完了報告)

第7 補助金の交付を受けた者は、交付対象事業の完了後、当該事業完了年度内に第6の規定による事業実績報告書を提出できないときは、速やかに別記様式第6号による事業完了報告書を知事に提出するものとする。

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、交付対象事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定による概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした事業実施主体は、第7第1項の事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第3第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式第8号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第10 この要綱により知事に提出する書類は、原則として事業を所管する各地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所を経由するものとし、その提出部数は、各1部とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年8月22日から施行し、平成23年度に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、平成24年度から平成27年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年6月6日から施行し、平成24年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要綱は、平成25年度から平成27年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要綱は、平成26年度から平成27年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要綱は、平成23年度から平成27年度までの各年度において、当該補助金に係る

る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要綱は、平成28年度から平成32年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要綱は、平成30年度から平成32年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要綱は、平成31年度から平成32年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要綱は、平成32年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要綱は、令和4年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表

交付対象経費		事業実施主体	交付額
事業名	事業種目・内容		
温暖化防止間伐推進事業	1 間伐 樹齢26年生以上の間伐を対象にする	市町村, 森林組合, 林業公社, 林業事業者, 森林所有者等	間伐 1ha 当たり 180,000 円以内 (書類等で確認できる実施経費を上限とする。)
	2 除伐 樹齢25年生以下の除伐を対象にする	市町村, 森林組合, 林業公社, 林業事業者, 森林所有者等	除伐 1ha 当たり 110,000 円以内 (書類等で確認できる実施経費を上限とする。)
	3 森林作業道等整備 森林作業道等開設及び補修等	市町村, 森林組合, 林業公社, 林業事業者, 森林所有者等	定額(書類等で確認できる実施経費を上限とする。) 1 開設 路面工なし及び横断排水工なしの場合 1m 当たり 1,400 円以内 路面工なし及び横断排水工ありの場合 1m 当たり 1,800 円以内 路面工ありの場合, 又はそれに相当する耐久性を有すると認められる場合 1m 当たり 2,000 円以内 2 補修等 開設の半額

別表

交付対象経費		事業実施主体	交付額
事業名	事業種目・内容		
チャレンジ!みやぎ500万本造林事業	1 造林未済地等の植栽 2 植栽後の管理経費（下刈，防鹿柵設置） 3 低コスト再造林の実践提案	市町村，森林組合，林業事業者，森林所有者等	定額（書類等で確認できる実施経費を上限とする） 1 造林未済地等の植栽 (1) 裸苗 ・スギ（花粉症対策苗含む），その他針葉樹 1ha 当たり 2,000 本以上植栽 70 万円以内 ・スギ（花粉症対策苗含む），その他針葉樹 1ha 当たり 2,500 本以上植栽 80 万円以内 (2) コンテナ苗 ・スギ（普通苗），その他針葉樹 1ha 当たり 1,500 本以上植栽 70 万円以内 ・スギ（普通苗），その他針葉樹 1ha 当たり 2,000 本以上植栽 80 万円以内 ・スギ（花粉症対策苗） 1ha 当たり 1,500 本以上植栽 75 万円以内 ・スギ（花粉症対策苗） 1ha 当たり 2,000 本以上植栽 85 万円以内 (3) 広葉樹 1ha 当たり 2,000 本以上植栽 70 万円以内 ※ 花粉症対策苗とは，低花粉苗品種，少花粉苗品種，無花粉苗品種を指す。 2 植栽後の管理経費 (1) 下刈り 1ha 当たり 15 万円以内 (2) 防鹿柵の設置 1m 当たり 1,500 円以内 3 低コスト再造林の実践提案 3ha 当たり 500 万円以内

別表

交付対象経費		事業実施主体	交付額
事業名	事業種目・内容		
ナラ林保全対策事業	1 ナラ枯れ駆除 被害木の駆除にかかる経費 2 ナラ林更新伐 被害を受けやすい高齢・大径木林の積極的な利用と更新にかかる伐採経費	市町村, 森林組合, 林業事業体, 森林所有者等	1 (1) 立木くん蒸 定額(書類等で確認できる実行経費を上限とする) ・毎年度別途定めるナラ枯れ駆除標準単価以内 (2) 伐根くん蒸, ビニール被覆+くん蒸, 炭化处理, パルプ・チップ処理 1/2以内 ・毎年度別途定めるナラ枯れ駆除標準単価, 又は実行経費の1/2以内 2 更新伐 定額(書類等で確認できる実行経費を上限とする) ・1ha当たり 300,000円以内
マツ林景観保全事業	1 松くい虫被害材搬出利用等 景勝地や公園等に集積されている松くい虫くん蒸処理材等の搬出利用にかかる経費 2 抵抗性マツ植栽 被害木処理跡地等への抵抗性マツ植栽にかかる経費	市町村, 森林組合, 林業事業体, 森林所有者等	1 松くい虫被害材搬出利用, 松くい虫被害材現地破砕 定額(書類等で確認できる実行経費を上限とする) ・毎年度別途定める被害材搬出標準単価以内 2 抵抗性マツ植栽 定額(書類等で確認できる実行経費を上限とする) ・苗木1本当たり 2,000円以内

別記様式第 1 号

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名 印
又は
所在地
団体名
代表者氏名 印

年度において温暖化防止森林づくり推進事業（ ）を下記により実施したいので、補助金等交付規則第 3 条の規定により、温暖化防止森林づくり推進事業費補助金〇〇〇円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

[添付書類]

- 1 事業実施計画書（別紙 1）
- 2 収支予算書（別紙 2）
- 3 県税納税証明書（申請日から 3 ヶ月以内に県税事務所が発行したもの。）
- 4 暴力団排除に関する誓約書（別紙 3）
- 5 その他知事が必要と認める書類

（ ）には事業名を記載すること。

別記様式第2号

年度温暖化防止森林づくり推進事業変更（ ）承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名 印
又は
住所
団体名
代表者氏名 印

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のあり
ました 年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）について、事業の内容（経費の
配分）を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

（別記様式1号に準じる。）

※ 変更事項ごとに2段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第3号

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名 印
又は
所在地
団体名
代表者氏名 印

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました 年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業種目及び事業内容
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間
- 4 今後の見通しと対策

（ ）には事業名を記載すること。

別記様式第4号

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）着手報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名 印
又は
所在地
団体名
代表者氏名 印

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
年度温暖化防止森林づくり推進事業について、下記のとおり着手したので報告します。

記

区 分	事 項
事 業 内 容	
事 業 実 施 主 体	
施 行 箇 所	
事 業 量	
事 業 費	
補 助 金	
施 行 方 法	
期 間	着 手 年 月 日
	完 了 予 定 年 月 日

(注) 1 () には事業名を記載すること。

2 請負契約書、入札てん末書等の着手が確認できる書類を、必要に応じて添付すること。

別記様式第5号

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名 印
又は
所在地
団体名
代表者氏名 印

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）を別紙のとおり実施しましたので、
補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。
なお、併せて精算金額〇〇〇円の交付を請求します。

記

- 1 事業実績書 （事業に応じて別紙4-1から別紙4-5又は別紙5）
- 2 収支精算書 （別紙6）
- 3 事業完了年月日
- 4 振込先（全額を概算払いで受領済みの場合は不要）
口座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人：〇〇〇〇〇（ヨミガナ：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）
- 5 添付書類
 - (1)位置図
 - (2)森林計画図
 - (3)実測図
 - (4)完成写真
 - (5)委託契約又は請負関係の場合にあっては、契約関係の書類
 - (6)その他知事が必要と認める書類（ ）には事業名を記載すること。

※ 添付する実測図は、ポケットコンパス測量又はそれと同等の精度を有するものとする。

別記様式第6号

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）完了報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名 (印)
又は (住所 (印)
団体名
代表者氏名)

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）が完了しましたので、関係書類を添えて
報告します。

記

1 事業内容

- (1) 事業名
- (2) 補助金の交付決定額及びその精算額

(単位：円)

区 分	総事業費	補助金	その他
合 計			

2 実績報告書が年度内に提出できない理由

3 添付書

- (1) 位置図
- (2) 施業図
- (3) 実測図
- (4) 完成写真

区分には、間伐，作用道整備を記載すること。

別記様式第7号

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

又は 市町村長氏名 印
住所
団体名
代表者氏名 印

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）補助金について、補助金等交付規則第
15条の規定により金〇〇〇円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

- 1 概算払請求を必要とする理由
- 2 概算払請求の内容

区 分	補 助 金 交付決定額	既受領額	請求月末の 予定出来高	今回請求額	残 額
	円	円	%	円	円
計					

3 振込先

口座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人：〇〇〇〇〇〇（ヨミガナ：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）

別記様式第8号

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）補助金に係る消費税及び
地方消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

又は
市町村長氏名 印
所在地
団体名
代表者氏名 印

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）補助金による事業について、下記のとおり
報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金等交付規則第13条の補助金の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した当該補助金に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した
当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |